

令和 7 年（2025 年）版吹田市生活べんり帳「くらしの友」
発行業務仕様書

1 概要

市民の暮らしに役立つ情報の提供を目的として、市役所の窓口、各種手続等の行政情報やその他生活情報に企業等の広告（以下「広告」という。）を加えた市民向け情報誌『令和 7 年（2025 年）版吹田市生活べんり帳「くらしの友」（以下「くらしの友」という。）』を、吹田市（以下「市」という。）と民間事業者等（以下「事業者」という。）の協定により発行を行う。

2 協定書の締結

市と事業者は、くらしの友の発行に関し、協定書を締結するものとする。

3 発行及び配布時期

令和 7 年 2 月から 3 月まで（予定）

4 業務期間

協定書締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

5 掲載内容等

(1) 掲載内容

くらしの友には、市が提供する情報（以下「行政情報」という。）、事業者の提案による市民に有益な生活情報（以下「地域情報」という。）及び広告を掲載する。

(2) 規格

サイズ	A 4 版 156 頁以下
用紙・紙質	表紙：コート紙 坪量 157 g/m ² 本文：再生紙 坪量 42.7 g/m ² グリーン購入法適合品で再生古紙率 70%以上の再生紙を使用すること。
刷り色	4 色刷り
製本	無線綴じ

(3) 校正

3 回。ただし、特別な事情により 3 回を超える校正を要する場合は、市と事業者が協議して対応するものとする。

(4) 広告欄

全誌面に対する広告の割合は30%以下とする。また、広告の色調等について行政情報と明確に区別できるように工夫すること。

(5) 掲載広告

吹田市広告掲載要領及び吹田市広告掲載基準を遵守し、事前に広告内容について市の審査を受けるものとする。また、関係法令、機関の定める規定などを確認し、遵守すること。

① 以下に挙げる広告は掲載しないものとする。

ア 広告主が暴力団員及び暴力団密接関係者のもの。

イ 市外へ転出を促すような他市の不動産販売等のもの。ただし、市の施策に関連するなど特別な事情がある場合は適否を検討する。

ウ 市の施設と競合するおそれのある市外の公共施設等のもの。

エ 許認可や資格が必要な業務を行うもので、許認可等が確認できない場合。

② 以下に挙げる広告主を募集する前に市広報課に相談すること。

ア 医療機関等のもの。

イ 過去に掲載実績のない業種・業態等のもの。

ウ 社会問題化している業種等のもの。

6 発行部数

200,000部

(内訳) 市内全戸配布分 180,000部、転入者分 20,000部

7 制作方法及び役割分担

(1) 市は、事業者に対し、くらしの友の制作に必要な行政情報を提供する。

(2) 事業者は、広告に関する一切の手続き並びにくらしの友の制作に必要な地域情報の収集、企画、編集、印刷及び製本を行う。

(3) 事業者は、ユニバーサルデザインに配慮し、誌面作成を行う。

(4) 事業者は、くらしの友の電子書籍版をインターネット上で閲覧できるようにする。

(5) 事業者は、くらしの友に広告を掲載することができる。

(6) 行政情報に関する著作権は、市に帰属する。

(7) 事業者は、くらしの友の市内全戸配布を行う。

8 制作等にかかる費用

事業者は、くらしの友の制作に必要な地域情報の収集及び企画、編集、印刷、製本に係る費用については、広告掲載にかかる収入を充てるものとし、市は費用を負担しないものとする。

また、事業者がくらしの友を市内全戸に配布する費用についても同様とする。

9 納品方法

事業者による、くらしの友の市内全戸配布及び、希望事業者への配布をもって納品とし、転入者分については市広報課に納品するものとする。

また合わせて、広告部分を除いた内容を PDF 形式に変換したファイルを納品するものとする。

10 責任分担及び問い合わせ等の対応

- (1) 行政情報に関しては市が責任を負い、問い合わせ等については市が対応を行うこととする。
- (2) 地域情報及び広告に関しては事業者が責任を負い、問い合わせ等については事業者が対応を行うこととする。
- (3) 市内全戸への配布に関しては、事業者が責任を負い、問い合わせや配布漏れ等についても同者が対応する。

11 その他

本仕様書及び協定書に定めがない事項については、市と事業者が協議の上、決定するものとする。